

広島県告示第二百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定によつて、次の保安林を指定施業要件変更予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十四年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示（重要流域〔平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。〕に係るものに限る。）で定めるところによる。

平成九年五月二日農林水産省告示第五百六十一号、平成九年七月九日農林水産省告示第千百十六号（一に係るものに限る。）、平成十年八月十一日農林水産省告示第千八百一十一号（二に係るものに限る。）、平成十一年二月二十二日農林水産省告示第三百一十一号（一及び二に係るものに限る。）

二 変更に係る指定施業要件

1 立木の伐採の方法

変更しない。

2 立木の伐採の限度

変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び関係市役所及び世羅町役場に備え置いて縦覧に供する。）